

電気自動車等の導入費を助成します

地球温暖化の防止を目的とし、環境にやさしい電気自動車等の普及を促進するため、導入（購入・リース）費を助成します。地場産業を守り、後押しするために、三菱車の特例枠を設けています。

【対象となる電気自動車等】

国のクリーンエネルギー導入事業費補助金交付規定の対象となる電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車で、令和7年3月31日までに購入契約又はリース契約したもの。

【助成対象者】

- ・導入する電気自動車等の新規登録（新規検査）を受けた日の1年以上前から市内に住所のある方、あるいは本社を置く法人
- ・市税の滞納がない方
- ・自ら使用する目的であって、使用の本拠の位置を市内とする方

【助成額】

1台あたり15万円 ※1人1台

【助成件数】

- 三菱車の電気自動車等 50台（先着）
- 三菱車以外の電気自動車等 50台（先着）

【申請から交付までの流れ】

- ① 環境課窓口（清音出張所内）に以下の書類を提出してください。ただし、新規登録を受けてから90日以内に申請してください。（令和6年4月以前に新規登録された車も申請可能です）
 - ・電気自動車等導入費助成金交付申請書
 - ・対象の自動車の注文書等の契約を証する書類の写し
 - ・自動車検査証の写し（電子車検証の方は「自動車検査証記録事項」も提出してください）
 - ・法人にあっては登記事項証明書
- ② 審査後、申請された方に電気自動車等導入費助成金交付決定通知書等を郵送します。
- ③ 環境課窓口で電気自動車等導入費助成金交付請求書を提出してください。
- ④ 請求書に記載の指定の口座へ3週間程度で助成金を交付します。

【受付期間】

令和6年4月1日～令和7年3月31日までの平日 8:30～17:15

※先着順で予算枠がなくなり次第、受付を終了します。

【問い合わせ先・申請先】

総社市 環境水道部 環境課 環境係 TEL:0866-92-8339 住所:総社市清音軽部1135番地